

# 国立大学法人東京医科歯科大学における物品の製造等に係る 競争参加資格審査事務取扱要領

平成16年 4月 1日  
制 定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項（以下「調達要項」という。）第14条第1項第1号に規定する国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の競争参加資格及び等級の格付けに関する事務手続きを定めることを目的とする。

(事務の総括等)

第2条 本学の物品の製造及び物品の販売並びに役務の提供等に係る競争参加資格審査に関する事務は、事務局の経理責任者が担当し、学長が総括する。

## 第2章 一般競争

(資格審査の申請)

第3条 本学の物品の製造及び物品の販売並びに役務の提供等についての一般競争（以下「一般競争」という。）に参加する資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号による一般競争参加資格審査申請書（以下単に「申請書」という。）を定期審査を行う年（以下「審査年」という。）の1月末日までに直接又は郵便等により事務局の担当部署に提出するものとする。ただし、申請書は、この時期以外においても、随時に提出できるものとする。

(申請書の添付書類)

第4条 申請者は、申請書の提出に当たっては申請しようとする日の直前における次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業経歴書
- (2) 登記簿謄本の写（法人の場合）又は身元証明書の写（個人の場合）
- (3) 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
- (4) 納税証明書（法人税又は所得税及び消費税及地方消費税について税務官署が発行する証明書）の写

(資格の等級等の決定)

第5条 学長は、申請者について、文部科学省が定める一般競争参加者の資格の審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。

2 学長は、資格の等級等を決定したときは、資格審査結果通知書（別紙様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(有資格者とししない者)

第6条 調達要項第17条の規定に該当する者は、資格を有する者（以下「有資格者」という。）とししないものとする。

2 調達要項第18条各号のいずれかに該当する者は、当該事実があった後2年間有資格者とししないことができる。

(資格の有効期間)

第7条 有資格者の資格の有効期間は、審査年の4月1日から3事業年度とし、定期審査以外の方法によって有資格者となった者の資格の有効期間は、その資格の決定のあった日から次の審査年の3月31日までとする。

(名簿の作成)

第8条 学長は、有資格者についてその資格の等級等を決定したときは、資格の種類ごとに、一般競争参加資格者名簿（以下単に「名簿」という。）を作成しなければならない。

(申請事項の変更)

第9条 申請者は、等級等の決定後において申請書及び添付書類の内容に変更があった場合は、速やかに競争参加資格審査申請書変更届（別紙様式第3号）を事務局の担当部署に提出するものとする。

(資格の取消し等)

第10条 学長は、有資格者が調達要項第17条の規定により一般競争に参加させることができない者に該当すると認めるときは、その資格を取り消し、名簿から抹消し、取り消した旨を相手方に通知しなければならない。

(公示)

第11条 学長は、この要領に定める一般競争に係る資格審査に関する事項を、掲示及びインターネットの利用その他の方法により公示しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 学長、事務局の経理責任者及び一般競争の資格の審査に携わる職員は、当該審査について秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。

### 第3章 指名競争

(指名競争)

第13条 指名競争参加者の資格は、一般競争参加者の資格を準用するものとする。

### 第4章 雑則

(雑則)

第14条 この要領に定めのないものについては、文部科学省が定める競争参加者の資格の審査に関する取扱いに準じるものとする。

### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。



別紙様式第1号(その2)

※04受付番号

※05業者コード

15 希望する資格の種類等

資格の種類	物品の製造
営業品目	101 衣服・その他繊維製品類
	102 ゴム・皮革・プラスチック製品類
	103 窯業・土石製品類
	104 非鉄金属・金属製品類
	105 フォーム印刷
	106 その他印刷類
	107 図書類
	108 電子出版物類
	109 紙・紙加工品類
	110 車両類
	111 その他輸送・搬送機械器具類
	112 船舶類
	113 燃料類
	114 家具・什器類
	115 一般・産業用機器類
	116 電気・通信用機器類
	117 電子計算機類
	118 精密機器類
	119 医療用機器類
	120 事務用機器類
	121 その他機器類
	122 医薬品・医療用品類
	123 事務用品類
	124 土木・建設・建築材料
	125 印刷事業用原材料類
	126 その他

資格の種類	物品の販売
営業品目	201 衣服・その他繊維製品類
	202 ゴム・皮革・プラスチック製品類
	203 窯業・土石製品類
	204 非鉄金属・金属製品類
	205 フォーム印刷
	206 その他印刷類
	207 図書類
	208 電子出版物類
	209 紙・紙加工品類
	210 車両類
	211 その他輸送・搬送機械器具類
	212 船舶類
	213 燃料類
	214 家具・什器類
	215 一般・産業用機器類
	216 電気・通信用機器類
	217 電子計算機類
	218 精密機器類
	219 医療用機器類
	220 事務用機器類
	221 その他機器類
	222 医薬品・医療用品類
	223 事務用品類
	224 土木・建設・建築材料
	225 印刷事業用原材料類
	226 その他

資格の種類	役務の提供等
営業品目	301 広告・宣伝
	302 写真・製図
	303 調査・研究
	304 情報処理
	305 翻訳・通訳・速記
	306 ソフトウェア開発
	307 会場等の借り上げ
	308 賃貸借
	309 建物管理等各種保守管理
	310 運送
	311 車両整備
	312 船舶整備
	313 電子出版
	314 その他

資格の種類	物品の買受け
営業品目	401 立木竹
	402 その他

別紙様式第1号(その3)

※04受付番号

※05業者コード

16 製造・販売等 実績	①直前々年度分決算				②直前年度分決算				③前2か年間の平均実績高  (千円)			
	年	月から	年	月から	年	月から	年	月から				
	年	月まで	年	月まで	年	月まで	年	月まで	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)

17 自己 資本 本 額	区分	直前決算時 (千円)	剰余(欠損) 金処分(千円)	決算後の増減 額 (千円)	合 計 (千円)			
	①(うち外国資本) 払込資本金				(			)
	②準備金・積立金							
	③次期繰越利益(欠損)金							
	④ 計							

18 外 資 状 況	1 外国籍会社 [国名 : ]
	2 日本国籍会社 [国名 : ] (比率: 100%)
	3 日本国籍会社 [国名 : ] (比率: %)

19 経営 状況	流動	流動資産( 千円)	× 100 =	(%)
	比率	流動負債( 千円)		

20 営業年数
---------

21 常勤職員の人数
------------

22 設備 の 額	①機械装置類(千円)	② 運搬具類(千円)	③工具その他(千円)	④ 合 計(千円)

23 主要 設備 の 規模	
---------------------------	--

資格審査結果通知書

平成 年 月 日

〒 ー

業者コード:

企業規模:

資格の種類及び等級:

資格の種類	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計				
等級				

様

資格の有効期間:平成 年 月 日から平成 年 3月 31日まで

営業品目:

物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け

国立大学法人東京医科歯科大学長

さきに申請のあった平成 年度の一般競争(指名競争)参加資格の審査結果をお知らせします。

本通知書は、一般競争(指名競争)入札の際、提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。  
なお、申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。  
本通知書受領後に申請内容に変更があつた場合は、速やかに届け出てください。

競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

業者コード

資格審査結果通知書の  
交付年月日 平成 年 月 日

住所 〒  
商号又は名称  
代表者名 印

下記のとおり変更があったので届けます。

記

1 変更内容

変更項目	変更前	変更後	変更年月日

「商号又は名称」及び「代表者名」を変更する場合はフリガナを付すること。

2 変更項目に係る添付書類名

記載要領

※1 ※2 ※3 ※4

- 1 「変更項目」欄には、追加又は変更の項目、「住所」、「商号又は名称」、「代表者」、「希望する資格の種類」、「営業品目」を記入する。
- 2 変更項目に係る添付書類は、資格決定通知書(写)と ※1・2・3については、登記簿謄本(写) (法人に限る)ただし、個人の場合は、変更項目が確認できる書類(写)とする。また、※4において、「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表(写)と申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式とする。
- 3 本様式に収まらない場合には、裏面に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。